平成２１年（フ）第２８９号
北海道旭川市東６条１丁目１番７号
債務者　加藤　博美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６３号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町６番８号　エコーハイツ102
債務者　鈴木美津子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２１号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅２棟102号
債務者　三橋　秀美（旧姓末木）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５６号
神奈川県茅ヶ崎市中島1092番地
債務者　野地佐智世
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６１号
横浜市泉区和泉町4262番地11　アムールいずみ野Ｂ―101
債務者　佐藤　知未（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８４号
横浜市泉区中田南５丁目16番２号
債務者　岩下　輝雄
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２９９号
横浜市磯子区滝頭３丁目１番53―307号
債務者　寺井富貴子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０９号
横浜市戸塚区原宿３丁目52番１号
債務者　伊藤はるな
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２４号
横浜市神奈川区西大口163番地
債務者　相崎　由佳（旧姓大舘）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７７号
神奈川県綾瀬市深谷上６―25―25　コーポラス23Ａ211、住民票上の住所東京都町田市忠生２丁目16番地３
債務者　今村　真一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１８号
神奈川県大和市大和南２丁目２番14号　ハスミハイツ303号
債務者　西崎麻奈美（旧姓森井・大関）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３号
山口県下松市大字末武中41番地６、前住所山口県周南市緑町３丁目26番地の２
債務者　西川　隆路
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月16日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９４号
香川県仲多度郡琴平町苗田722番地１
債務者　加治千恵美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前11時５分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４６号
秋田県大仙市飯田字堰東155番地10
債務者　進藤　千鶴
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３５１号
横浜市緑区長津田町5705番地２
債務者　千葉　昌治
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部